

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	東京都中央区八重洲1-2-1 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1-2-1 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.kureha.co.jp/ir/stocks/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度(第105期) (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2018年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書および確認書

第106期第1四半期 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出。

第106期第2四半期 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月12日関東財務局長に提出。

第106期第3四半期 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書。

2018年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2019年4月4日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2018年12月14日、2019年1月15日、2019年3月8日、2019年3月15日、2019年4月15日、2019年6月14日関東財務局長に提出。

(6) 発行登録書(普通社債)およびその添付書類

2018年7月20日関東財務局長に提出。

(7) 訂正発行登録書

2019年4月9日関東財務局長に提出。

(8) 発行登録追補書類(普通社債)およびその添付書類

2018年10月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。